

**日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉
設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）
に関する審査の結果の案の取りまとめ
—有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更—**

令和 4 年 12 月 14 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

- 本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。
- ・ 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
 - ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
 - ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和 4 年 4 月 27 日に日本原子力発電株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき有毒ガス防護に係る規則等の改正を踏まえた東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）が提出された。また、令和 4 年 11 月 25 日に、同社から同申請書の補正書が提出された。

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聞くことを決定いただきたい。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第 71 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 のとおり経済産業大臣の意見を聞くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集（第〇案で委員会了承）（案）

東海第二発電所については、新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成 30 年 7 月 5 日から 30 日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、
(第 1 案)：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。
(第 2 案)：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

(第1案の場合)

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

(第2案の場合)

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

[附属資料一覧]

- 別紙1　　日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付　　日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 別紙2　　日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙3　　日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 参考　　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）

(参考) 本申請の概要

○有毒ガス防護に係る妥当性確認

原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員、重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員に対して有毒ガスから防護するため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガスに対する防護の妥当性の確認を行った。概要は以下のとおり。

(1) 評価に当たって行う事項

- 敷地内の固定源及び可動源並びに原子炉制御室から半径 10km 以内にある敷地外の固定源について、有毒化学物質の貯蔵量、貯蔵方法、位置関係等を調査
- 「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」に記載されている文献等に基づき、抽出された有毒化学物質ごとの有毒ガス防護判断基準値（以下「判断基準値」という。）を設定

(2) 固定源からの有毒ガスに対する防護（スクリーニング評価）

- 固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤の設置状況を踏まえた上で、抽出された有毒化学物質の全量流出を仮定した評価を実施した結果、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回ることから、防護措置は必要なことを確認

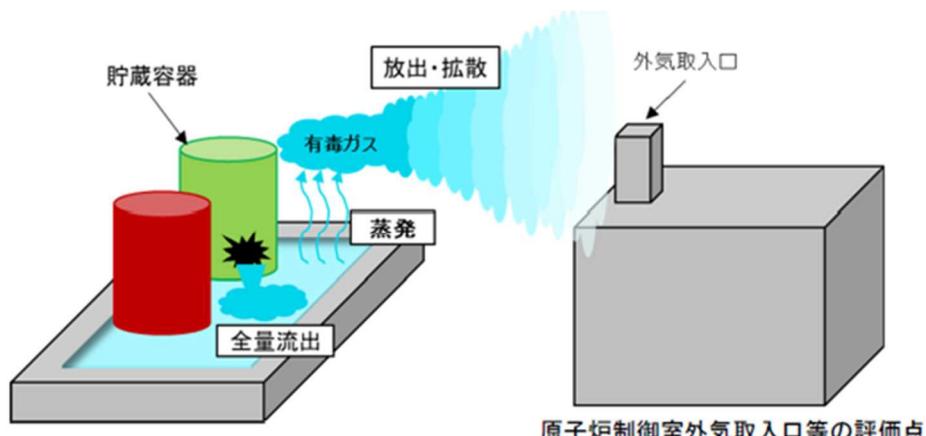


図 1 固定源に対する評価のイメージ

出典：第 1076 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料 1 (<https://www2.nra.go.jp/data/000405201.pdf>) から抜粋

(3) 可動源からの有毒ガスに対する防護

- 可動源からの有毒ガスに対しては、スクリーニング評価を行わずに、可動源に対して、発電所員の立会い、通信連絡設備による連絡、原子炉制御室等の換気設備の隔離、防護具の着用等の対策を実施

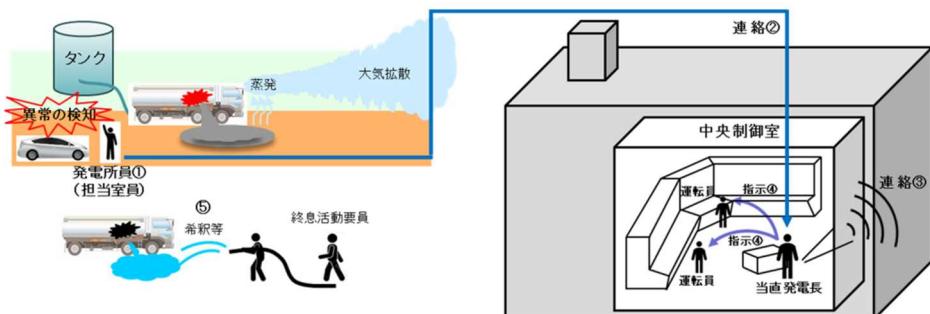


図2 可動源に対する対策のイメージ

出典：第1076回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料1 (<https://www2.nra.go.jp/data/000405201.pdf>) から抜粋

(4) 予期せぬ有毒ガスに対する防護

- 予期せぬ有毒ガスの発生に対しては、防護具の着用を行う手順等を整備

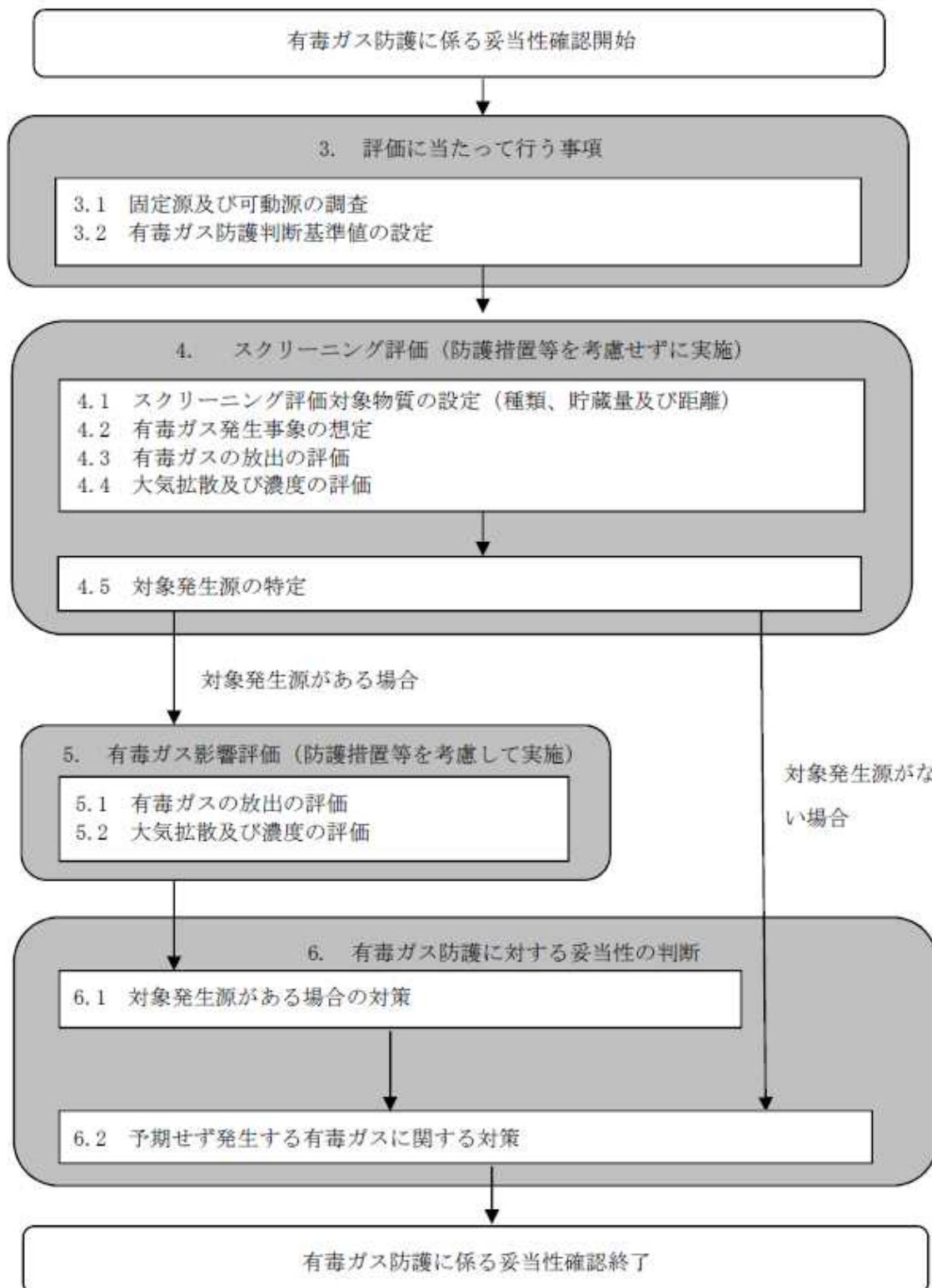


図3 (参考) 妥当性確認の全体の流れ

出典：「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」から抜粋

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

令和4年4月27日付け総室発第11号（令和4年11月25日付け総室発第75号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
 - ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
 - ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
 - ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと
- から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)

に関する審査書

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに.....	1
II	変更の内容.....	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力.....	4
IV	設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設並びに重大事故等対処に係る技術的能力.....	4
IV-1	原子炉制御室の運転員.....	6
IV-1.1	原子炉制御室（第26条関係）.....	6
IV-1.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）.....	7
IV-2	緊急時対策所の要員.....	9
IV-2.1	緊急時対策所（第34条関係）.....	9
IV-2.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）.....	10
IV-3	重要操作地点の操作要員.....	12
IV-3.1	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）.....	12
IV-4	緊急時制御室の運転員.....	13
IV-4.1	緊急時制御室（第42条関係）.....	13
IV-4.2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）.....	14
V	審査結果.....	15

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づいて、日本原子力発電株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)」(令和4年4月27日申請、令和4年11月25日一部補正。以下「本申請」という。)の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用する同法第43条の3の6第1項第2号の規定(発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係る規定
- (2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。)
- (3) 同項第4号の規定(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。)

本申請は、有毒ガス防護に係る要求を追加するため「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則」(平成29年原子力規制委員会規則第6号)により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」(原規技発第1704051号(平成29年4月5日原子力規制委員会決定))により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))。以下「設置許可基準規則解釈」という。)及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)を踏まえ、発電用原子炉施設の設計及び手順等を変更するものである。

上記の設置許可基準規則等の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 原子炉制御室(設置許可基準規則第26条関係)

一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けること。

(2) 緊急時対策所（設置許可基準規則第34条関係）

緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

(3) 緊急時制御室（設置許可基準規則第42条関係）

緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けること。

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び第5号の規定（第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。）に関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）

(2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び重大事故等防止技術的能力基準

(3) 同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）。以下「影響評価ガイド」という。）
- (2) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院））

3. 本審査書の構成

「III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設並びに重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「V 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、設置許可基準規則等の改正に伴い、東海第二発電所における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等について、有毒ガスの発生に対する防護方針を定めるとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係る部分に限る。)は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置に係る方針を示している。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、変更内容が令和4年3月9日付け原規規発第2203092号をもって許可した「東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）」（令和3年6月25日申請及び令和4年1月14日一部補正。以下「既許可申請」という。）から、設計及び工事の業務の実施者、技術者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がなく、技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設並びに重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、本申請について、設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設並びに重大事故等対処に係る技術的能力について審査した結果を示した。

本申請に関する設置許可基準規則、重大事故等防止技術の能力基準及び影響評価ガイドの要求事項等は以下のとおりである。

- (1) 原子炉制御室（第26条関係）
- (2) 緊急時対策所（第34条関係）
- (3) 緊急時制御室（第42条関係）

(4) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）

(5) 有毒ガス防護に係る影響評価の考え方（影響評価ガイド関係）

設置許可基準規則は、原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、緊急時制御室及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

重大事故等防止技術的能力基準は、有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護措置に係る手順及び体制の整備として、必要な措置を講じることが手順書に定められていることを要求している。

影響評価ガイドは、有毒ガス発生時において、運転・対処要員の防護に関し、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質の特定、有毒ガス防護のための判断基準値の設定、対象発生源特定のための評価及び対象発生源による影響評価の考え方を示している。

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果、固定源については、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、また、可動源については、有毒ガス防護に係る対策を行うことにより、運転・対処要員を防護できる設計とする。これにより、有毒ガスの影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設等の機能が損なわれることがない設計とするとしている。また、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

以下では、原子炉制御室、緊急時対策所、重要操作地点、緊急時制御室ごとに、上記の設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性を示す。

IV-1 原子炉制御室の運転員

本節では、追加要求となった第26条第3項第1号の規定に基づき、適切に対応する方針であるかを確認した。また、追加要求となった重大事故等防止技術的能力基準1.0項の規定に基づき、有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員の防護措置に係る手順等が手順書に適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-1.1 原子炉制御室（第26条関係）

第26条第3項第1号は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設けることを要求している。

同項の設置許可基準規則解釈は、「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含むとしており、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時ににおいて、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいうとしている。

申請者は、以下のとおり、固定源については、評価を実施した結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、また、可動源については、有毒ガス防護に係る対策を行うことにより、運転員を防護できる設計とする。これにより、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①影響評価ガイドを参照し、固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
- ②有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。
- ③固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる評価条件は、防液堤の設置状況等を踏まえ設定する。

- ④固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、運転員を防護できる設計とする。
- ⑤可動源に対しては、発電所員の立会い、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気系の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。
- ⑥有毒ガス影響を軽減するための防液堤の保守管理及び運用管理を適切に実施する。

なお、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価ガイドを参照して、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定するとしていることを確認した。また、固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、設置されている防液堤により、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とすることを確認した。さらに、可動源からの有毒ガスに対しては、原子炉制御室換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計とすることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に限らずに、有毒ガス発生時に運転員を防護できる設計とすることを確認したことから、第26条に適合するものと判断した。

IV-1.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」は、手順書の整備として、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関して、以下に掲げる措置を要求している。

- a. 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。
- b. 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。

- c. 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。

申請者は、中央制御室の運転員の防護措置として、以下のとおり手順書を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようとする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生時においても、運転員が配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。
- ⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。
なお、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスの発生に対する原子炉制御室の運転員等の防護措置として、上記①から⑤の手順等を手順書に整備するとしていることを確認した。また、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.19項（以下「第62条等」という。）の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-2 緊急時対策所の要員

本節では、追加要求となった第34条第2項の規定に基づき、適切に対応する方針であるかを確認した。また、追加要求となった重大事故等防止技術的能力基準1.0項の規定に基づき、有毒ガス発生時の緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員の防護措置に係る手順等が手順書に適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-2.1 緊急時対策所（第34条関係）

第34条第2項は、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

同項の設置許可基準規則解釈は、「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいうとしており、「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいうとしている。

申請者は、以下のとおり、固定源については、評価を実施した結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、また、可動源については、有毒ガス防護に係る対策を行うことにより、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。これにより、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1.1①と同様に実施する。
- ②固定源及び可動源は、IV-1.1②と同じとする。
- ③評価条件は、IV-1.1③と同じとする。
- ④固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、当該要員を防護できる設計とする。
- ⑤可動源に対しては、発電所員の立会い、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。
- ⑥防液堤の保守管理及び運用管理は、IV-1.1⑥と同じとする。

なお、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第35条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。）の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価はIV-1.1①と同様に実施すること、固定源及び可動源は、IV-1.1②と同じであること並びに固定源の評価条件はIV-1.1③と同じであることを確認した。また、固定源からの有毒ガスに対しては、設置されている防液堤により、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。）の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とすることを確認した。さらに、可動源からの有毒ガスの発生に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。）を防護する設計とすることを確認した。なお、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第35条の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、有毒ガス発生時に重大事故等に対処するために必要な要員（指示要員を含む。）を防護できる設計とすることを確認したことから、第34条に適合するものと判断した。

IV-2.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、災害対策要員（運転員を除く。以下同じ。）の防護措置として、以下のとおり手順書を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、災害対策要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようとする。

- ④予期せぬ有毒ガスの発生時においても、災害対策要員のうち初動対応を行う要員が配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。
- ⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。
なお、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第62条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準1.19項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスの発生に対する緊急時対策所の災害対策要員の防護措置として、上記①から⑤の手順等を手順書に整備するとしていることを確認した。また、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-3 重要操作地点の操作要員

本節では、追加要求となった重大事故等防止技術的能力基準1.0項の規定に基づき、有毒ガス発生時の重大事故等対処上特に重要な操作（屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員の防護措置に係る手順等が手順書に適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-3.1 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項

(重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」の要求事項は、IV-1.2と同じである。

申請者は、災害対策要員の防護措置として、以下のとおり手順書を整備する方針としている。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③予期せぬ有毒ガスの発生に対する手順と体制の整備は、IV-2.2④と同じとする。
- ④必要な要員に周知する手順の整備は、IV-2.2⑤と同じとする。

規制委員会は、申請者の計画において、災害対策要員の防護措置として、上記①から④の手順等を手順書に整備するとしていることを確認した。また、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第62条等の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

IV-4 緊急時制御室の運転員

本節では、追加要求となった設置許可基準規則解釈第42条3(e)の規定に基づき、適切に対応する方針であるかを確認した。また、追加要求となった重大事故等防止技術的能力基準1.0項の規定に基づき、有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護措置に係る手順等が手順書に適切に整備される方針であるかを確認した。

IV-4.1 緊急時制御室（第42条関係）

第42条第2号は、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備を要求している。

同条の設置許可基準規則解釈第42条3(e)は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないよう、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。

申請者は、以下のとおり、固定源については、評価を実施した結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、また、可動源については、有毒ガス防護に係る対策を行うことにより、特重施設要員を防護できる設計とする。これにより、有毒ガスが特重施設要員に及ぼす影響により、特重施設要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計とするとしている。

- ①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1.1①と同様に実施する。
 - ②固定源及び可動源は、IV-1.1②と同じとする。
 - ③評価条件は、IV-1.1③と同じとする。
 - ④固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、特重施設要員を防護できる設計とする。
 - ⑤可動源に対しては、発電所員の立会い、通信連絡設備による連絡、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、特重施設要員を防護できる設計とする。
 - ⑥防液堤の保守点検及び運用管理は、IV-1.1⑥と同じとする。
- また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、防護具の着用手順等を整備することにより、特重施設要員等を

防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用するとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、影響評価はIV-1. 1①と同様に実施すること、固定源及び可動源は、IV-1. 1②と同じであること並びに固定源の評価条件はIV-1. 1③と同じであることを確認した。また、固定源からの有毒ガスに対しては、運転員の対処能力が損なわれるおそれがないよう、防護具の着用手順等をもって、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とすることを確認した。さらに、可動源からの有毒ガスの発生に対しては、換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護する設計とすることを確認した。なお、通信連絡設備を使用しても、第42条の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、大型航空機衝突が発生した場合も含め、有毒ガス発生時に運転員を防護できる設計とすることを確認したことから、第42条に適合するものと判断した。

IV-4. 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係)

重大事故等防止技術的能力基準1. 0項「共通事項」の要求事項は、IV-1. 2と同じである。

申請者は、特重施設要員の防護措置として、以下のとおり手順書を整備している。

- ①有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。
- ②固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。
- ③可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようとする。
- ④予期せぬ有毒ガスの発生時においても、特重施設要員が配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

⑤有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。
なお、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用し、重大事故等防止技術的能力基準2.2項の手順によるとしている。

規制委員会は、申請者の計画において、固定源及び可動源からの有毒ガス並びに予期せぬ有毒ガスの発生に対する特重施設要員等の防護措置として、上記①から⑤の手順等を手順書に整備するとしていることを確認した。また、既許可申請において審査した通信連絡設備を使用しても、第42条及び重大事故等防止技術的能力基準2.2項の適合性に影響を与えないことを確認した。

以上のことより、規制委員会は、重大事故等防止技術的能力基準1.0項の要求事項に適合するものと判断した。

V 審査結果

日本原子力発電株式会社が提出した「東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）」（令和4年4月27日申請、令和4年11月25日一部補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

【別紙2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和4年4月27日付け総室発第11号（令和4年11月25日付け総室発第75号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年4月27日付け総室発第11号（令和4年11月25日付け総室発第75号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和4年4月27日付け総室発第11号（令和4年11月25日付け総室発第75号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年4月27日付け総室発第11号（令和4年11月25日付け総室発第75号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理事業者から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

【参考】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第一号において同じ。）の発生及び拡

大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質

若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとすると、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限

りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては

文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 國土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣